

鳥取県議会告示第7号

鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年鳥取県議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成19年9月28日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、鳥取県議会の議員（以下「議員」という。）の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(資産等報告書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条第1項第5号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、<u>金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>(所得等報告書)</p> <p>第3条 <u>条例第3条第1号イ</u>の鳥取県議会議長が定める所得の金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(期限の特例)</p> <p>第5条 条例第2条第1項の資産等報告書及び同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書並びに条例第4条の関連会社等報告書（以下「報告書」という。）の提出の期限が鳥取県の休日定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年<u>12月</u>鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、鳥取県議会の議員（以下「議員」という。）の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(資産等報告書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条第1項第6号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、<u>証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券に限るものとする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>(所得等報告書)</p> <p>第3条 <u>条例第3条第1号ロ</u>の鳥取県議会議長が定める所得の金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(期限の特例)</p> <p>第5条 条例第2条第1項の資産等報告書及び同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書並びに条例第4条の関連会社等報告書（以下「報告書」という。）の提出の期限が鳥取県の休日定める条例（平成元年<u>3月</u>鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日</p>

日をもってその期限とみなす。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

資産等報告書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会議員

1~3 略

4 預金・貯金

略	
貯金の総額(普通貯金を除く。)	円

注 旧郵便貯金は、預金の総額欄に記入すること。

5 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・金銭信託・その他(株券を除く。)

種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
金銭信託	円
略	

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入すること。

(2) 略

6 略

7 略

8 略

9 略

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

資産等補充報告書

鳥取県議会議長 様

の翌日をもってその期限とみなす。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

資産等報告書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会議員

1~3 略

4 預金・貯金・郵便貯金

略	
貯金の総額(普通貯金を除く。)	円
郵便貯金の総額(通常郵便貯金を除く。)	円

5 金銭信託

元本の総額	円
-------	---

6 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・その他(株券を除く。)

種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
略	

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額を記入すること。

(2) 略

7 略

8 略

9 略

10 略

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

資産等補充報告書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会議員

1～3 略

4 預金・貯金

略	
貯金の総額（普通貯金を除く。）	円

注 旧郵便貯金は、預金の総額欄に記入すること。

5 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・金銭信託・その他（株券を除く。）

種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
金銭信託	円
略	

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入すること。

(2) 略

6 略

7 略

8 略

9 略

鳥取県議会議員

1～3 略

4 預金・貯金・郵便貯金

略	
貯金の総額（普通貯金を除く。）	円
郵便貯金の総額（通常郵便貯金を除く。）	円

5 金銭信託

元本の総額	円
-------	---

6 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・その他（株券を除く。）

種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
略	

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額を記入すること。

(2) 略

7 略

8 略

9 略

10 略

附 則

この告示は、平成19年9月30日から施行する。ただし、様式第1号の改正（4の郵便貯金に関する部分に限る。）及び様式第2号の改正（4の郵便貯金に関する部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。